

# 地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する 省令の概要

平成26年3月  
総務省

## 1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、関係税目の細目等について所要の規定の整備等を行う。

## 2 主な改正の内容

### (1) 地方税法施行規則の一部改正

- ① 自動車の環境に及ぼす影響に応じた自動車税の税率の特例措置（「自動車税のグリーン化」）について、対象となる自動車の細目を定める。
- ② 社会福祉法人等が社会福祉事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象となる資産の細目を定める。

### (2) 航空機燃料譲与税法施行規則の一部改正

- ① 騒音世帯数割の算定に用いる航空機騒音に係る評価指標をWECPNLからLdenに変更する。
- ② 上記航空機騒音に係る評価指標の変更に伴い、騒音世帯数の算定方法について所要の経過措置を講ずる。

## 3 施行期日

原則として平成26年4月1日から施行する。